

福島市との「まちなか投資促進の相互協力に関する協定」の締結について

東邦銀行（頭取 佐藤稔）と福島市（市長 木幡浩）は、下記内容で「まちなか投資促進の相互協力に関する協定」を締結いたしましたのでお知らせいたします。

当行といたしましては「すべてを地域のために」というパーパスのもと、地域経済の持続的な成長と活力あるまちづくりに一層貢献してまいります。

記

1. 協定の目的

本協定は、福島市のまちなかに都市機能を誘導し、民間投資の促進に向けて、福島市と当行が相互の連携・協力を図ることを目的としています。

2. 協定の内容

本協定に基づき、当行は以下の役割を担います。

- (1) 福島市が実施する「まちなか立地集積支援」に関する各種補助制度のご案内
 - (2) 対象事業者向けの「東邦・福島市まちなか立地集積支援特別融資制度」の創設など
- また、福島市は当行が提供する融資制度の周知を担い、官民が一体となった支援体制を構築します。

3. 融資商品概要

本協定に基づき創設した融資商品の概要は以下の通りです。

商品名	東邦・福島市まちなか立地集積支援特別融資制度
対象のお客さま	福島市が「まちなか立地集積支援」の補助事業対象者として認定した事業者さま
お使いみち	「まちなか立地集積支援」の補助事業に必要な運転資金、設備資金
ご融資金額	最大10億円以内
ご融資期間	最大20年以内（内据置期間2年以内）
ご融資利率	当行所定の利率（連動金利） 当行所定の金利から最大年0.3%引下げいたします。
ご返済方法	元金均等返済
保証人担保	審査により必要となる場合がございます。
取扱店	事業性融資取扱店舗（詳しくは最寄りの各営業店へご確認願います）

※ご利用に際しては、当行所定の審査をさせていただきます。審査の結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※商品内容は、予告なく変更となる場合がございます。また、保証人や担保等、ご融資条件や商品内容の詳細につきましては、窓口担当者にお問い合わせください。

4. 協定書の締結日

2025年5月22日（木）



東邦銀行グループでは、『サステナビリティ宣言』を制定し、グループ全体で地域経済の活性化や社会的課題の解決に向けた取組みを通して“地域社会に貢献する会社へ”を目指しています。